

第 5 8 回 宍粟市議会定例会会議録（第 5 号）

招集年月日 平成 2 6 年 6 月 1 8 日（水曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 6 月 1 8 日 午前 9 時 3 0 分 宣告（第 5 日）

議 事 日 程

- 日程第 1 第 56号議案 兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散について
第 57号議案 兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 2 第 60号議案 波賀小学校校舎・プール改修工事請負契約の締結について
第 61号議案 千種中学校校舎等耐震補強・改修 期工事請負契約の締結について
第 62号議案 山崎西小学校校舎改修等工事請負契約の締結について
- 日程第 3 発議第 3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、平成 27 年度政府予算に係る意見書について
- 日程第 4 発議第 4号 宍粟市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 5 所管事務等調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 56号議案 兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散について
第 57号議案 兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 2 第 60号議案 波賀小学校校舎・プール改修工事請負契約の締結について
第 61号議案 千種中学校校舎等耐震補強・改修 期工事請負契約の

締結について

- 第 62号議案 山崎西小学校校舎改修等工事請負契約の締結について
- 日程第 3 発議第 3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成27年度政府予算に係る意見書について
- 日程第 4 発議第 4号 宍粟市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 5 所管事務等調査について

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 小 林 健 志 議 員	4 番 伊 藤 一 郎 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	8 番 西 本 諭 議 員
9 番 秋 田 裕 三 議 員	1 0 番 藤 原 正 憲 議 員
1 1 番 東 豊 俊 議 員	1 2 番 福 嶋 齊 議 員
1 3 番 岡 前 治 生 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 林 克 治 議 員	1 6 番 実 友 勉 議 員
1 7 番 高 山 政 信 議 員	1 8 番 岸 本 義 明 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 村 司 君	書 記 前 田 正 人 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 清 水 弘 和 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	参事兼企画総務部長 高 橋 幹 雄 君
会 計 管 理 者 西 川 龍 君	一宮市民局長 落 岩 一 生 君
波賀市民局長 大 島 照 雄 君	千種市民局長 阿 曾 茂 夫 君
まちづくり推進部長 中 岸 芳 和 君	市民生活部長 船 引 英 示 君

健康福祉部長 浅田雅昭君

農業委員会事務局長 前田正明君

教育委員会教育部長 岡崎悦也君

産業部長 西山大作君

建設部長 前川計雄君

総合病院事務部長 広本栄三君

(午前 9時30分 開議)

議長(岸本義明君) おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第56号議案～第57号議案

議長(岸本義明君) 日程第1、第56号議案、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散についてから、第57号議案、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散に伴う財産処分についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る6月2日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 平成26年6月2日に審査付託のありました第56号議案、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散について及び第57号議案、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散に伴う財産処分については、平成26年6月4日及び6月16日の2日間にわたり、総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

最初に、第56号議案、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散については、三土中学校が平成27年3月31日をもって閉校となることに伴い、学校の設置・管理並びに教育事務の管理及び執行事務を共同処理することを目的として設置された事務組合を解散しようとするものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

次に、第57号議案、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散に伴う財産処分については、三土中学校事務組合の解散に当たり、財産の処分が必要となり、解散後の建物は佐用町に帰属し、三土中学校事務組合規約の規定に基づき、速やかに処分するものであり、物品については、事務組合解散後、宍粟市と佐用町で協議し分配するものであります。

なお、審査において、速やかに処分することについて、解散後、佐用町、宍粟市両市町において疑義が生じないよう、十分に協議するよう委員会として申し添えることとし、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本2議案に関しましては、通告が出ておりませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第56号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第56号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第56号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第57号議案の採決を行います。

第57号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第57号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第57号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第60号議案～第62号議案

議長（岸本義明君） 日程第2、第60号議案、波賀小学校校舎・プール改修工事請負契約の締結についてから、第62号議案、山崎西小学校校舎改修等工事請負契約の締結についてまでの3議案を議題といたします。

本3議案は、去る6月16日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成26年6月16日に審査付託のありました第60号議案、波賀小学校校舎・プール改修工事請負契約の締結についてから、第62号議案、山崎西小学校校舎改修等工事請負契約の締結については、平成26年6月16日に第5回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

最初に、第60号議案、波賀小学校校舎・プール改修工事請負契約の締結については、現在の波賀小学校、野原小学校及び道谷小学校が閉校となり、来年4月1日より新たな波賀小学校として開校されることに伴い、学習環境を整えるために必要となる校舎とプールの改修工事を行おうとするものであり、プール改修時期については、学校と十分利用調整を行うようにとの意見もありました。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

次に、第61号議案、千種中学校校舎等耐震補強・改修 期工事請負契約の締結については、千種中学校の校舎は、昭和53年に建設されており、建設後、既に35年が経過し、耐震診断の結果、補強の必要性が判明し、また、体育館についても同様に建設から34年が経過し、老朽化が進んでおり、生徒の安全確保と教育環境を改善するために、校舎の耐震補強と体育館の改修工事等を行おうとするものであり、審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

次に、第62号議案、山崎西小学校校舎改修等工事請負契約の締結については、旧土万小学校と旧菅野小学校が閉校となり、本年4月1日より、新たに山崎西小学校として開校されたことに伴い、学習環境を整えるために必要となる校舎の改修工事とプールの移転改築工事を行おうとするものであります。

本校舎の改修費用が、波賀小学校校舎改修費用と比較して高額となるのは、過去

に波賀小学校では大規模改修工事が施工されているため生じたものであります。

また、プール改修時期については、学校と十分に利用調整を行うようにとの意見もありました。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論ですが、本3議案に関しては、発言通告が出ておりませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第60号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第60号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第60号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第61号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第61号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第61号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第62号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第62号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第62号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 発議第3号

議長(岸本義明君) 日程第3、発議第3号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成27年度政府予算に係る意見書についてを議題といたします。

この際、提案者の総務文教常任委員長より提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 発議第3号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成27年度政府予算に係る意見書の提出について、提案理由を御説明申し上げます。

本意見書については、兵庫県教職員組合宍粟支部から平成26年5月15日付で議長宛てに採択の依頼があり、総務文教常任委員会に付託されました。

総務文教常任委員会で協議した結果、当意見書については、豊かな教育環境を整備するための30人以下の少人数学級の推進と、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合の2分の1への復元を求めるための意見書であり、賛成多数でこの請願の趣旨に賛同し、採択すべきものと決しましたので、地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書の提出を提案するものであります。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨に御賛同いただき可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、提案理由であります。

議長(岸本義明君) 総務文教常任委員長の説明は終わりました。

続いて、質疑であります。質疑は出ておりませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

続いて、討論であります。通告がありませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

お諮りします。

本発議は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

発議第3号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

日程第4 発議第4号

議長（岸本義明君） 日程第4、発議第4号、宍粟市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、提案者の議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、8番、西本 諭議員。

8番（西本 諭君） 発議第4号、宍粟市議会委員会条例の一部改正について、提案の趣旨について御説明を申し上げます。

予算・決算議案は、従来、特別委員会を設置して審査しておりましたが、複数の常任委員会への就任が認められることになったことから、毎年度上程される予算、

決算については、常任委員会を設置し審査することが適当であることとともに、議案一体の原則から適当でないとされている一般会計の補正予算の分割付託を解消できることから、新たに予算決算常任委員会を設置しようとするものであります。

また、常任委員会等の委員の定数も現状にあわせて改正しようとするもので、あります。

議員各位には、改正の趣旨に御賛同を賜り可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑は終わります。

ただいま議題となっております発議第4号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

続いて、討論であります。通告がありませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本発議は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

発議第4号は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました予算決算常任委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

予算決算常任委員に、1番、鈴木浩之議員、2番、稲田常実議員、3番、小林健志議員、4番、伊藤一郎議員、5番、飯田吉則議員、6番、大畑利明議員、7番、榎橋美恵子議員、8番、西本 諭議員、9番、秋田裕三議員、10番、藤原正憲議員、

11番、東 豊俊議員、12番、福嶋 斉議員、13番、岡前治生議員、14番、山下由美議員、15番、林 克治議員、16番、実友 勉議員、17番、高山政信議員。

以上、17名を指名いたします。

なお、お諮りします。

この委員会の所管事項について、十分な調査を行うため、閉会中の継続調査に付したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

この委員会は、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第5 所管事務等調査

議長(岸本義明君) 日程第5、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきまして、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、第58回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたって御苦労さまでした。

6月議会定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

この6月議会におきましては、人事案件をはじめ条例改正、三土中学校事務組合の解散等、重要な案件につきまして、議員各位には終始熱心に御審議賜り、また市

長はじめ当局におかれましては、議員の質疑に誠実に受け答えをしていただきまして、ともに厚く御礼申し上げます。

私たち議員もこれで任期の4分の1を既に越えております。急激な少子高齢化が進む中、取り組まねばならない課題は山積しております。山積する課題を解決し、持続可能な財政運営を維持するために、今、何をどのようにすべきかを考え、一字一句、一言半句そうした細目にこだわらず、大所高所から新たな発想をもって、前向き・建設的な意見交換をし、具体的な提言をすることによって、宍粟市を元気にしていく、そうすることが市民の負託に応えることになると、私は思います。

その意味で言いますと、今定例会におきましては、これまで以上に建設的、具体的な意見交換ができたのではないかと喜んでおります。

福元市長をはじめ市当局の皆様、そして議員の皆様、私は何度も言いますが、人口わずかたった4万人の小さなまちで、足を引っ張り合っていたのでは市民にとってこれ以上不幸なことはありません。

同じ運命共同体に生きる者として、意見を戦わせながらも協調点を見つけ、合意形成を図って、ともに手を携え協力し、一丸となって宍粟市の活性化に取り組んでいただくことを切にお願いいたしまして、閉会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

市長（福元晶三君） 第58回宍粟市議会6月定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

梅雨空のもと、山々の深い緑にアジサイが目に鮮やかな季節となってまいりました。

去る6月2日に開会をいたしました6月定例議会は、岸本議長、高山副議長様をはじめ議員各位の御精励によりまして、全議案につきまして滞りなく議了いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

今定例議会におきましては、宍粟市教育委員会委員の任命、宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散についてのほか、税条例の一部改正の承認など、追加提案を含め全18議案の重要案件につきまして慎重に御審議をいただき、適切な議決をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

さて、いよいよ6月中旬に入りまして、今、山崎花菖蒲園では、花菖蒲の花が最も鮮やかな時期を迎えております。さらに、来月中旬には、ちくさ高原のユリ園が開園し、揖保川、千種川のアユ釣りをはじめ豊かな自然の中での野外活動等、宍粟

はまさに本格的な夏のレジャーシーズンを迎えることとなります。

宍粟市のこうした魅力を全国にPRしていただくとうと、本年度から創設をいたしました観光大使として、6月2日、千種町出身の俳優で、また歌手である瀬戸直人さんを委嘱させていただきました。宍粟市観光大使第1号となっていたいただいた瀬戸さんには、自然豊かで人情味あふれる宍粟のよさを全国に発信していただくことをお願いをしております。市としましては、今後さらに観光大使を増やし、宍粟市の魅力発信と交流人口の増加を目指してまいりたいと、このように考えておるところであります。

また、一昨年より「官兵衛飛躍の地」としてPRに取り組んでまいりましたNHK大河ドラマ「軍師官兵衛」の後編のストーリーがこのほど明らかとなり、来る8月10日には、官兵衛が秀吉から宍粟郡4万石を与えられ、山崎城を居城とする場面が放映されるとともに、ドラマ終了後の「官兵衛紀行」で篠ノ丸城址と山崎の町並みが放映の予定となっております。現在、撮影スタッフによる準備が進められておるところであります。

今後、ドラマ放映に向けて、各団体と連携をしながら、市民の皆様とともに「官兵衛飛躍の地、宍粟」をより発信するとともに、宍粟市が大きく飛躍できるようなまちづくりに繋げてまいりたいと、このように考えておるところであります。

議員各位におかれましても、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

いよいよこれから本格的な暑さに向かってくるわけであります。どうぞ皆様の御健勝を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岸 本 義 明

宍粟市議会議員 東 豊 俊

宍粟市議会議員 福 嶋 齊